

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所交渉

(全農林労働組合福島分会)

議 事 要 旨

- 1 開催日時：令和5年5月31日(水) 17:45～18:05 (20分)
- 2 場 所：東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 会議室
- 3 出席者：

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所	澤田 真之	所 長
同	岩石 利行	庶務課長
全農林労働組合福島分会	櫻井 秀司	執行委員長
同	佐藤 智行	書記長
- 4 議 題：労働諸条件の改善について ほか
(全農林労働組合福島分会提出 別紙「要求書」のとおり)
- 5 議事概要

(庶務課長)

それでは、本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林労働組合福島分会から提出された要求事項が「農林水産省における新たな労使関係の構築に関する基本方針」のⅡの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉の対象とする事項は、要求書の記のⅠの1のうち「「人材情報統合システム」による勤務時間管理及び適正な勤務時間管理を行うこと。」及び「特に、テレワーク・在宅勤務時における超過勤務の実態を精確に把握するよう必要な措置を講じること。また、超過勤務手当については全額支給すること。」を除く部分、Ⅰの2のうち「超過勤務命令の上限時間の規制を完全に遵守するとともに、「他律的業務の比重の高い部署の指定」の見直しや上限規制の特例業務の厳格化を含む、」を除く部分、Ⅰの3、Ⅰの4のうち「及び相談員制度の機能化」を除く部分、Ⅰの5、Ⅰの6、Ⅰの7のうち「職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、」を除く部分、Ⅰの8、Ⅱの1のうち「労働組合との交渉・協議を踏まえて、」を除く部分、Ⅲ及びⅣとし、その他の事項につい

ては、管理運営事項等に該当することから、要望事項として接受することで整理しました。

これを前提として、交渉を始めます。

(執行委員長)

今日はお時間を割いていただきありがとうございます。

書記長から要求書の内容を読み上げさせていただきます。切実な願いということでお聞き届けいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(書記長)

それでは、要求書を読み上げさせていただきます。

(要求書全文の読み上げ)

以上です。

(執行委員長)

要求書として提出させていただきましたが、これら要求事項については、全農林として常々意見を集約してとりまとめたものです。組合員からの切実な願いに対して、所長から回答をお願いします。

(所長)

まずは、国家公務員をめぐる情勢、農林水産省、農林水産行政を取り巻く環境が大変厳しい中、全農林労働組合福島分会の皆様には、日頃から農林水産行政の推進に御尽力いただいていることについて感謝申し上げます。

それでは、要求事項のうち、先ほど確認した交渉対象事項に関するものについて、回答させていただきます。

まず、Ⅰの労働諸条件の改善についてでございます。

超過勤務縮減については、職員の健康管理、仕事と家庭の両立のためにも、長時間にわたる超過勤務を防止することは重要であると認識しております。

また、限られた人員で必要な業務を行う必要性から、超過勤務は避けて通ることのできない課題であると認識しております。

管理職に対しては、職員とのコミュニケーションを十分に行い、各職員の業務

をしっかり把握し、業務の効率化、業務分担の見直し等を行い、必要な超過勤務については事前命令、事後確認を徹底した上で、超過勤務の縮減、業務の平準化を図るよう指示しています。

また、日頃から職員に対しては、スケジュール感を持って計画を立て、効率的、効果的に業務に取り組んでいただくようお願いしているところです。

あわせて、定時退庁日においては、所内職員に対し声がけを行い、定時に退庁しやすい職場環境づくりに努めているところです。

超過勤務上限の原則である月45時間及び年360時間以内を目安とするのではなく、超過勤務の縮減のため、今後も必要な措置を講じてまいります。

次に、ハラスメントの防止についてでございます。

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントは、職員の権利や人権を侵害し、心身の健康に深刻な影響を与えるもの、職場組織全体の士気や能率の低下など、職場環境に大きな影響を与える問題と認識しております。

このような問題を発生させないよう、ハラスメント防止に関するポスター等の掲示のほか、研修資料の配布、チェックシートを実施するなど、ハラスメントに関する職員の認識を深め、その防止に努めているところです。

今後も、ハラスメントの防止策に取組、良好な職場環境の構築に努めてまいります。

次に、年次休暇、夏季休暇の取得についてでございます。

職員の健康保持、心身のリフレッシュ、ひいては業務の効率化の向上のためにも、休暇を計画的に取得することは重要であると認識しております。

ゴールデンウィーク、夏季休暇取得期間、年末年始の時期には、年次休暇を組み合わせた長期休暇が取得できるよう、所内の休暇予定を事前に取りまとめ、各管理職が課内の業務調整を行うなど、長期休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めております。

次に、ワークライフバランスの確保や育児休業等の取得についてでございます。

これらの諸休暇や各種休業制度は、仕事と家庭の両立支援として有効な制度で

あると認識しております。

職員が育児休業等を取得しやすい環境となるよう、管理職と職員が日常的にコミュニケーションをとる職場環境の確立に努めております。

次に、障害者雇用についてでございます。

当事務所においても、令和2年2月から非常勤職員として1名採用しており、障害者への配慮をするとともに、障害の特性を理解し、環境を整備することは必要と認識しております。

日々の勤務状況や体調の変化に気を配り、より良い環境作りに努めてまいります。

次に、管理職と職員とのコミュニケーションについてでございます。

日常的な指導、助言等、コミュニケーションを持つことは、所内の意識の共有や業務改善につながるほか、職場の実情の把握について、基礎的な手段として認識しております。

今後も引き続き、管理職が率先して職員とのコミュニケーションを図り、業務が円滑に行えるような職場環境づくりに努めてまいります。所長室にも気軽に入ってください、何でも相談できる風通しの良い雰囲気づくりに努めてまいります。

次に、Ⅱの新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが、「5類感染症」に変更されております。

この変更に伴い、日常における基本的な感染対策については、個人の主体的な判断を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となりましたが、農林水産行政を継続して提供するため、職場内で感染症がまん延しないよう、基本的な感染対策として、手洗い等の手指衛生、換気、体調管理及びマスクの着用については、引き続き協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、Ⅲの福利厚生施策の充実についてでございます。

メンタルヘルスへの対策については、職員の健康管理において重要であると認識し、「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」及び「農林水産省職員

の心の健康づくりのための運用方針について」を基本として取り組んでいるところです。

内科医を健康管理医として委嘱し、毎月、健康管理医と健康相談できる場を設け、職員からの健康相談に対応しているところです。

また、管理職には、職員の超過勤務の状況、休暇の取得状況を把握し、精神面を含めた職員の健康状態に気配り、目配りをするよう指示するとともに、予防と早期発見に努めております。

最後に、Ⅳの人事評価制度についてでございます。

評価結果が職員の昇任、給与等の処遇に活用されることから、その重要性について十分認識しております。

期首・期末面談を丁寧に行うよう心がけ、業務目標等への助言、指導を行い、職員の人材育成に繋がるよう指導しているところです。

業務の打合せ等で職員と話す機会は多々ありますが、期首・期末面談は職員個々の業務に対する取組について直接コミュニケーションを取る貴重な機会であると考えており、今後も丁寧な対応に努めてまいります。

以上が、要求事項に対する回答でございます。

(執行委員長)

回答ありがとうございます。

我々の日頃考えている課題に対して、丁寧に対応いただいているという印象を受けました。引き続きどうかよろしくお願いします。

(庶務課長)

以上で本日の交渉を終了します。

2023年5月31日

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

所長 澤田 真之 殿

全農林労働組合福島分会

委員長 櫻井 秀司



要 求 書

コロナ禍も4年目となる中、公務・公共サービスや農林水産行政を推進する現場では、国民の信頼と期待に応えるべく昼夜を分かたず職務に邁進しており、組合員・職員が安心・安全に働くことのできる勤務環境の整備や必要な要員と適正な賃金・労働条件の確保等が喫緊の課題です。

私たちは、GDPも賃金も物価も安定的に上昇する経済へとステージを転換し、「未来づくり春闘」を深化させることが必要との認識のもと、「人への投資」と月例賃金の改善に向けて、連合2023 春季生活闘争に結集し取組を進めています。

一方、農林水産省においては、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた検討が進められていますが、職場は連年にわたる定員削減による要員不足と超過勤務の慢性化など、極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中、私たち組合員にとって切実かつ喫緊の課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くされるよう強く要求します。

記

I 労働諸条件の改善について

1. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、「人材情報統合システム」による勤務時間管理及び超過勤務命令の 事前命令を徹底し、適正な勤務時間管理を行うこと。

特に、テレワーク・在宅勤務時における超過勤務の実態を精確に把握するよう必要な措置を講じること。

また、超過勤務手当については全額支給すること。

2. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、超過勤務命令の上限時間の規制を完全に遵守するとともに、「他律的業務の比重の高い部署の指定」の見直しや上限規制の特例業務の厳格化を含む、より実効性のある超過勤務の縮減策を直ちに実施すること。

3. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限いっぱいまで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、現場管理者を徹底すること。
4. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
5. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できる職場環境を整備すること。
6. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
また、他の諸休暇や各種休業制度についても取得しやすい環境整備を図ること。
7. 障害者雇用については、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、雇用される障害者が、無理なく、かつ安定 的に働くことができる職場環境の整備を行うこと。
また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。
8. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、職員の感染防止、健康保持のため、労働組合との交渉・協議を踏まえて、適宜、必要な措置を講じること。
2. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、テレワークや出勤抑制等の実施中においても、日常的な職員とのコミュニケーションを通じて、管理職が業務の分担状況や進捗状況を的確に把握し、きめ細かな工程管理を行うこと。
また、業務調整や応援体制の構築を図るなど、円滑な業務遂行に向けて必要な対策を行うこと。
3. 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所として、在宅勤務に不可欠なツールとなるテレワーク用PCやネットワーク等の環境整備を図ること。

Ⅲ 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針について」に基づき、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

Ⅳ 人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上